

## 議第34号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正  
する条例

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のように改  
正する。

目次中「第20条」を「第21条」に、「第21条」を「第22条」に、  
「第5章  
第6章

雑則（第41条）  
罰則（第42条～第45条）」  
を「第5章 雑則（第41条・第42条）」に改める。

第2条第2項第7号中「第21条各号」を「第22条各号」に改め、「特定建  
築物を含む」の右に「。第18条及び第32条において同じ」を加える。

第7条第2項中「含む」の右に「。以下同じ」を加える。

第13条第1項中「、第7号、第9号から第11号まで及び第16号」を削り、  
「(ホテル又は旅館でその用途面積が3,000平方メートル以上のもの、児童  
厚生施設その他これに類するもの、体育館、水泳場及びボーリング場を除  
く。)並びに第21条各号」を「及び第22条各号」に、「第24条」を「第25条」  
に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「部分」の右に「(第2号、第4  
号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る  
部分)」を加え、同項第2号中「1以上の経路」を「経路(当該利用居室等

が別表2 11の項の劇場等の客席である場合にあっては、当該客席の出入口と同項の規定により設ける区画との間の経路（以下「条例対象車椅子使用者用経路」という。）を含む。）に改め、同項第4号及び第6号中「1以上の経路」を「経路（当該利用居室等が別表2 11の項の劇場等の客席である場合にあっては、条例対象車椅子使用者用経路を含む。）」に改める。

第28条を削る。

第27条第1項第4号ウ中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項第2号中「第15条第2項第1号イ」を「第16条第2項第1号イ」に改め、同項第3号中「第15条第2項第2号イ」を「第16条第2項第2号イ」に改め、同条を第28条とする。

第26条を第27条とする。

第25条第1項中「を設ける場合には、その床の表面は、」を「は、その床の表面を」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第14条第1項第1号」を「第14条第2項」に改め、同条第4項中「第14条第2項」を「第14条第4項」に、「床置き式の小便器その他これ」を「床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これら」に改め、同条に次の3項を加える。

9 特別特定建築物（令第5条第2号から第6号までに掲げるもの、同条第7号に掲げるものでその用途面積が3,000平方メートル以上のもの、同条第8号に掲げるもの、児童厚生施設その他これに類するもの、同条第11号に掲げるもの（遊技場を除く。）及び同条第12号から第15号までに掲げるものに限る。次項において同じ。）に設ける第1項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、ベビーチェアその他乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けなければならない。

10 特別特定建築物に設ける第1項の便所のうち1以上（男子用及び女子用

の区別があるときは、それぞれ1以上)には、ベビーベッドその他乳幼児のおむつを取り替えることができる設備を設けなければならない。ただし、当該設備が当該特別特定建築物(便所以外の場所に限る。)又は当該特別特定建築物と同一の敷地内にある他の建築物等に1以上設けられているときは、この限りでない。

11 前2項の設備が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該設備があることを表示する標識を設けなければならない。

第25条を第26条とし、第22条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第21条第4号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同条を第22条とする。

第2章第6節中第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(適用除外)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第18条 法第14条第1項の規定の適用を受ける特別特定建築物の建築(その計画又は計画の変更が建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知を要するものである場合に限る。)については、第7条から第11条までの規定は、適用しない。

第29条第1項第5号アからコまで以外の部分中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同項第6号イ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同条第2項中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条第4項中「第18条第2項第7号」を「第19条第2項第7号」に改め、同条第5項中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改める。

第30条前段中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第31条第2項第3号中「第18条第2項第3号」を「第19条第2項第3号」に改め、同項第4号ア中「第18条第2項第4号」を「第19条第2項第4号」

に改め、同項第5号ア中「第18条第2項第5号」を「第19条第2項第5号」に改め、同項第6号中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同項第7号アからウまで以外の部分中「第16条」を「第17条」に改め、同号ア中「第18条第2項第7号ロ」を「第19条第2項第7号ロ」に改め、同号ウ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同条第4項中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第32条各号列記以外の部分中「(第21条各号に掲げる特定建築物を含む。)」を削り、「第24条」を「第25条」に改め、「部分」の右に「(第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分)」を加え、同条第2号、第4号及び第6号中「1以上の経路」を「経路(当該利用居室等が令第15条に規定する劇場等の客席である場合にあっては、車椅子利用者用経路を含む。)」に改める。

第33条中「第16条から第18条まで」を「第17条から第19条まで」に、「第22条」を「第23条」に、「第24条から第26条まで、第28条」を「第25条から第27条まで」に改める。

第34条中「第24条から第26条まで、第28条」を「第25条から第27条まで」に改める。

第35条中「第21条」を「第22条」に、「第24条から第26条まで、第28条」を「第25条から第27条まで」に改める。

第36条中「第21条」を「第22条」に改める。

第6章を削る。

第41条を第42条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(命令に従わない場合等の公表等)

第41条 市長は、第19条第1項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の

氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 命令の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、第20条の規定による報告若しくは資料の提出の求めを受けた者が、正当な理由がなくて報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は第21条第1項の規定による立入調査若しくは立入検査を受けた者が、正当な理由がなくて立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問を受けた者が、正当な理由がなくて陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 報告若しくは資料の提出の求めを受け、又は立入調査、立入検査若しくは質問を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による公表の対象となる者が前項の規定により意見を述べたときは、市長は、第1項又は第2項の規定による公表の際、当該意見の要旨を併せて公表しなければならない。

別表1 3の項中 「(1) 建築をする場合にあつては、2の表4の項  
(第2号に限る。)及び12の項に掲げる基準  
(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする  
場合にあつては、建築物移動等円滑化基準」 を

「大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合  
にあつては、建築物移動等円滑化基準（第26条 に改め、同表1 4の項及び5の  
第9項から第11項までに定めるものを除く。）」

項中 「(1) 建築をする場合にあつては、2の表4の項  
(第2号に限る。)、11の項及び12の項に掲げ  
る基準 を  
(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする  
場合にあつては、建築物移動等円滑化基準 」

「大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合  
にあつては、建築物移動等円滑化基準(第26条 に改め、同表1 7の項及び9の  
第9項から第11項までに定めるものを除く。)」

項から12の項までの規定中 「(1) 建築をする場合にあつては、2の表4の項  
(第2号に限る。 )及び12の項に掲げる基準 を  
(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする  
場合にあつては、建築物移動等円滑化基準 」

「大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合  
にあつては、建築物移動等円滑化基準(第26条 に改め、同表1 15の項及び16の  
第9項から第11項までに定めるものを除く。)」

項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表1 18の項中

「(1) 建築をする場合にあつては、2の表4の項  
(第2号に限る。 )及び12の項に掲げる基準 を  
(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする  
場合にあつては、建築物移動等円滑化基準 」

「大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合  
にあつては、建築物移動等円滑化基準(第26条 に改め、同表1 20の項中  
第9項から第11項までに定めるものを除く。)」

- (1) 建築をする場合にあつては、2の表4の項(第2号に限る。)、11の項及び12の項に掲げる基準
- (2) 建築物移動等円滑化基準

を

- (1) 建築をする場合にあつては、2の表4の項(第2号に限る。)、11の項及び12の項に掲げる基準
- (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、建築物移動等円滑化基準

- (1) 建築をする場合にあつては、2の表4の項(第2号に限る。)及び12の項に掲げる基準
- (2) 建築物移動等円滑化基準

に改め、同表1 22の項及び24

大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、建築物移動等円滑化基準(第26条第9項から第11項までに定めるものを除く。)

の項から28の項までの規定中

- (1) 建築をする場合にあつては、2の表4の項(第2号に限る。)及び12の項に掲げる基準
- (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、建築物移動等円滑化基準

を

「大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、建築物移動等円滑化基準(第26条第9項から第11項までに定めるものを除く。)」

に改め、同表2 3の項第1号中

「こう配」を「勾配」に改め、同表2 4の項第3号中「床置き式の小便器その他これ」を「床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これら」に改め、同表2 6の項第4号ウ中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同表2 7の項第3号ア中「こう配」を「勾配」に改め、同表2 8の項第2号を

次のように改める。

- (2) 前号の駐車を設ける場合（当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が50以上である場合に限る。）には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数（機械式駐車場（昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造の駐車場をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び当該機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合において、当該数が当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける駐車施設の数を超えるときにあつては、当該駐車施設の数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に2を加えた数

別表2 8の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号の規定は、当該駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられているときその他の車椅子使用者が駐車場を利用するうえで支障がないものとして別に定めるときは、適用しない。

別表2 9の項第1号アからエまでの規定中「経路」の右に「(当該利用居室等が11の項の劇場等の客席である場合にあつては、条例対象車椅子使用者用経路を含む。)」を加え、同項第3号ウ中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同項第4号イ中「こう配」を「勾配」に改め、同項第5号及び第7号中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」

に改め、同項第8号ウ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同号エ及び同項第10号イ(ア)から(ウ)まで以外の部分中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同号イ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同項第11号イ(ア)から(ウ)まで以外の部分中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同号イ(イ)及び同項第12号イ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同号ウ中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同表2 11の項を次のように改める。

11	劇場等の客席	<p>(1) 劇場等の客席には、車椅子使用者が利用することができる区画を、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数以上設けなければならない。</p> <p>ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</p> <p>イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数とし、その数が10を超える場合にあっては、10）</p> <p>(2) 前号の区画は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 奥行きは、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 床は、平らとすること。</p>
----	--------	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項の規定による協議の申請があった場合については、この条例による改正後の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条の規定は、適用しない。

### (対象建築物等に関する経過措置)

3 改正後の条例第13条第1項及び第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第3章の規定は、施行日以後に着手する対象建築物等（改正後の条例第2条第2項第1号に規定する対象建築物等をいう。以下同じ。）の建築等（同項第2号に規定する建築等をいう。以下同じ。）及び当該建築等をした対象建築物等の維持（改正後の条例第13条第2項の規定に基づく維持をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に着手した対象建築物等の建築等及び当該建築等をした対象建築物等の維持については、なお従前の例による。

4 施行日前に着手した対象建築物等の建築等及び当該建築等をした対象建築物等の維持については、改正前の条例第28条の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

条例に基づく手続の合理化を図るために、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の適用を受ける建築物の新築等を行う場合について、条例による協議及び検査を要しないこととする等の必要があるので提案する。